

令和8年3月12日

事業主様
社会保険労務士様

千葉県医業健康保険組合

労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて及び被扶養者（異動）届の認定時に係る添付書類の変更について

平素より当組合の事業運営につきましては、格別のご理解並びにご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、健康保険法第3条第7項に規定する被扶養者の認定については、「収入がある者についての被扶養者認定について」（昭和52年4月6日保発第9号・庁保発第9号厚生省保険局長及び社会保険庁医療保険部長連名通知）等に基づき行っていますが、労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の「年間収入」の取扱い及びQ&Aが厚労省保険局保険課から示されました。（令和7年10月1日保保発1001第3号、同日事務連絡（以下、「保険課通知」という））

そのため、「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱い（令和5年11月1日及び12月27日付け当組合ホームページ内（<https://www.igyokenpo.jp>）参照）が恒久的な取扱いとなりました。

つきましては、取扱いの概要及びQ&Aについては保険課通知を当組合ホームページに掲載しておりますのでご確認いただき、令和8年4月1日以降の被扶養者認定に係る当組合への提出書類の一部変更については下記のとおりとなりますのでご留意いただきますようお願いいたします。

記

【被扶養者（異動）届の認定時に係る添付書類の変更点】

○給与収入があり直近の給与明細を提出する場合

アルバイト等の給与収入がある場合で、給与明細書等により月の平均収入が108,333円以上（被保険者の配偶者を除く19歳以上23歳未満は月125,000円以上）、月の平均収入が150,000円以上（60歳以上の方または障害者の方）となる場合には労働条件通知書等の写しも添付してください（年間収入の記載のあるもの）。

➤ 「被扶養者（異動）届添付書類一覧表」の（※5）が追記となりましたのでご確認下さい